新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組について

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、当庁においては、以下の取組を行っていま すので、御理解と御協力をお願いいたします。

1 マスク

職員は常時マスクを着用し、当事者や代理人(手続案内の来庁者を含む。)にもマスクの 着用をお願いしています。

2 ビニールシート、飛沫防止パネル

受付窓口,調停室,調査室,ラウンドテーブル法廷,準備手続室,選任手続室,評議室等に設置しています。

3 消毒

(1) 共用部分

玄関出入口付近のほか、エレベーター前、法廷前、調停室等に向かう動線上に消毒液を設置し、できる限り来庁者に手指の消毒を行っていただいています。

(2) 事件関係室

原則として、使用する部屋の多人数が触れる場所について、随時、担当者が消毒を行っています。

4 換気

(1) 法廷

1時間に1回以上換気を行っています。

(2) その他の事件関係室

手続開始前及び一定時間経過後(30分に1回程度)に換気を行っています。

5 利用する部屋

なるべく広い部屋, 法廷を利用し, 当事者等の着席する間隔をできるだけ空けるなど, 人と人との距離を確保することが可能な部屋を使用しています。

(1) 法廷

傍聴席は、間隔を空けて着席をしていただくようお願いしています。

(2) 受付窓口

順番待ち席を室外に設置して、密にならないよう職員が目配りして注意喚起しています。

(3) 待合室

待合室内の椅子を間引きするなど、人と人との距離を確保しています。 換気のために出入口は開放し、廊下側に目隠しのための衝立等を設置しています。